

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、熊野町から、広島圏都市計画地区計画（登岐平産業地区）の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年四月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦